

倉敷市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年1月12日(水) 午前9時58分から午前10時21分
- 2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 7階701会議室
- 3 出席委員 23人
会長 1番 吉田 幸夫 委員
会長代理 5番 田邊 洋樹 委員

委員

2番 香西 英雄 委員 3番 中野 恒夫 委員 4番 松本 一夫 委員
6番 武本 章吾 委員 7番 山本 義弘 委員 8番 山地 康弘 委員
9番 野口 國治 委員 10番 安田 公彦 委員 11番 高橋 英和 委員
12番 藤原 正美 委員 13番 難波 明朗 委員 14番 平井 正敏 委員
15番 中西 公仁 委員 16番 藤原 安信 委員 17番 矢野 秀典 委員
18番 片岡 泰助 委員 19番 石井 雄一 委員 20番 出口 哲士 委員
22番 井上 保邦 委員 23番 難波 朋裕 委員 24番 小山 智子 委員

- 4 欠席委員 1人
21番 白神 勇 委員

- 5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

5番 田邊 洋樹 委員 8番 山地 康弘 委員 9番 野口 國治 委員
10番 安田 公彦 委員 22番 井上 保邦 委員

- 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 農地耕作条件改善事業（柳井原地区）の施行に係る換地計画に対する意見について

議案第6号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第4条の規定による届出の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局副参事 吉井 正二 事務局課長主幹 富山 典子 事務局主幹 中村 英樹

事務局主幹 日下部 啓司 事務局主幹 成田 裕次 事務局主幹 塩見 雅子

事務局主任 小山 八穂子 事務局主任 大橋 浩直

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

	(開会 午前9時58分)
事務局 吉井副参事	<p>皆様おはようございます。</p> <p>定刻になりましたので、ただ今から1月の総会を始めたいと思います。</p> <p>総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いします。</p>
吉田会長 (以下「議長」)	<p>ただ今から、令和4年1月の総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は23名です。</p> <p>在任する委員24名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	【異議なしの声】
議長	<p>それでは、議席番号20番出口哲士委員と議席番号22番井上保邦委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の日下部主幹と成田主幹を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。</p> <p>総会議案の1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】</p> <p>小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から4頁にかけて21件の申請がありました。</p> <p>権利の種類の内訳は、所有権移転が18件、貸借権設定が3件です。</p> <p>それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p>【議案第1号、1番から21番について調査票をもとに説明】</p> <p>まず1番について、前回保留の案件ですが、令和3年12月13日付で申請取り下げ書が提出されました。</p> <p>次に2番・3番ですが、こちらも前回保留の案件です。予定では追加申請の案件とともに、今月まとめて審議する方針でしたが、申請自体が間に合わず、審議の延伸をお願いしたいと申請者から申し出がありました。現段階では下限面積要件に抵触するため、今回は2件とも保留となります。</p> <p>次に、4番と9番について、いずれも農地所有適格法人以外の法人である、社会福祉事業を行うことを目的として設立された、社会福祉法人を譲受人とする所有権移転を求める申請で、障がいを持つかたへの自立支援を目的として農地を使用するためのものでございます。</p>

いずれの申請法人についても、全部効率利用要件を満たしていないこと、農地所有適格法人でないこと、下限面積要件を満たさないことで、農地法第3条第2項第1号、第2号並びに第5号の不許可の規定に該当しますが、障がいを持つかたへの支援と彼らの地域共生の拠点とすることを目的とした農地の使用であり、利用者が自立した日常生活を、地域社会において営む手助けとなるよう支援するという、申請法人の事業目的を達成するために必要と認められるため、農地法第3条但し書きにある、農地法施行令第2条各号（不許可の例外規定）に該当し、2件とも許可が相当と判断しました。（詳細は調査票の内容をご確認ください。）

また、13番については、令和3年12月27日付で申請取り下げ書が提出されました。

このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、1番・13番は取り下げ、2番・3番は保留、その他の案件につきましては、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている、もしくは農地法第3条第2項但し書きに該当するものとして、異議なく許可、とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番と13番は取り下げ、2番と3番は保留、ほか17件ですが、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということでございますので、議案第1号の、1番と13番は取り下げ、2番と3番は保留、4番から12番まで及び14番から21番までについて、許可、と決定いたします。

続きまして、5頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

おそれいます、安田委員に關係する案件があります。

農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。

（安田委員退席）

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】

中村です。説明させていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、5頁に4件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました4件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた4件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この4件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

	ご審議の程, よろしくお願ひいたします。
議 長	事務局の説明がありました, 農地法第4条の規定による許可申請の4件とも許可意見とのことですが, 皆さん, ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので, 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番から4番について許可, と決定します。 事務局, 安田委員に入室するように伝えてください。 (入室) 退室されていた安田委員に報告いたします。 議案第2号は, 全件許可されましたことを報告いたします。 続きまして, 6頁をご覧ください。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】 中村です。説明させていただきます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが, 6頁から9頁にかけて14件の申請がございました。 次にこの案件についてですが, 調査結果をお手元に配付しております, 別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので, 参照してください。 【議案第3号, 調査票をもとに朗読・説明】 今回申請のありました14件についてですが, 特に問題はなく許可意見とのことでした。また, 許可意見とされた14件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして, 農地法第5条第2項各号に該当しないものとして, 許可が適当と考えます。 この14件につきまして, 各地区協議会でご審議いただきましたが, 転用目的どおり施工されると認められるので, 異議なく許可とのご意見でした。 ご審議の程, よろしくお願ひいたします。
議 長	事務局の説明がありました, 農地法第5条の規定による許可申請の14件は全件許可意見とのことですが, 皆さん, ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので, 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から14番について許可, と決定します。 続きまして, 10頁をご覧ください。 議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。 おそれいます, 田邊委員, 山地委員, 野口委員, 井上委員, に関係する案件があります。 農業委員会等に関する法律第31条により, 議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。 (田邊, 山地, 野口, 井上 委員 退席) それでは, 事務局から説明をお願いします。

事務局

【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】

塩見でございます。それではご説明させていただきます。

議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、10頁から18頁にかけて54件の計画が、農業委員会に提出されました。

利用権の権利の種類の内訳でございますが、賃貸借が14件、使用貸借が40件でございます。

また、利用期間につきましては更新が24件、更新切れを含む新規30件でございます。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構の仲介によるものが13件、農地所有適格法人によるものが4件、一般法人によるものが1件、その他は個人でございます。

借り手は耕作に必要な面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備もございませんでした。

議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、54件とも承認が相当と判断いたします。

各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でした。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。事務局、4名の委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退室されていた4名の委員に報告いたします。

議案第4号は、全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、19頁をご覧ください。

議案第5号「農地耕作条件改善事業（柳井原地区）の施行に係る換地計画に対する意見について」です。

おそれいります、田邊委員、野口委員、井上委員に係る案件があります。

農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。

(田邊, 野口, 井上 委員 退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

【議案第5号「農地耕作条件改善事業（柳井原地区）の施行に係る換地計画に対する意見について」の説明】

塩見でございます。それではご説明させていただきます。

19頁をご覧ください。議案第5号の「農地耕作条件改善事業（柳井原地区）の施行に係る換地計画に対する意見について」でございます。

提案理由でございますが、土地改良法第52条第1項では「土地改良区は、その行う土地改良事業につき、その事業の性質上必要があるときは、当該土地改良事業の施

行に係る地域につき、換地計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。」とされております。

また、土地改良法第52条第8項では「第1項の認可を申請するには、その申請書に係る農業委員会の同意書を添付しなければならない。」とされております。

この度、船穂町柳井原地区において換地計画を定めるにあたって、農業委員会の同意を求めているものです。

次の20頁に位置図がございますが、場所は小田川合流点付け替え事業で埋立てしております柳井原貯水池の北側（太線枠内）になります。

次の21頁が換地図でございますが、お手元に換地図のカラー版を配付しておりますので、そちらをご参照ください。換地計画では従前面積は117,898.17㎡（11.7ha）、筆数は8筆、換地後の面積は101,749㎡（10.1ha）、筆数は102筆、土地所有者は一般財団法人 倉敷市船穂農業公社でございます。

柳井原地区のほ場整備でございますが、同地区は狭小・不整形な農地で、畑に適した土壌がまばらに存在し、道水路も未整備であり、条件が悪く、担い手への農地集積が進まない状況でしたが、区画整理を実施することで効率的な営農を可能とし、金時人参、春大根等の高収益作物の生産拡大を図るとともに、事業完了後に農地中間管理事業を活用した農地集積や新たな担い手の掘り起こしを行うことを目的としたものです。

現在は仮換地の状態でございますが、金時人参、春大根、ブドウ、スイートピー等利用権設定にて一部耕作中でございます。今月の利用集積計画でもほ場整備区域内の農地がございます。16頁39番ですが、作物はゴボウと聞いております。

工事完了は令和4年3月の予定でございます。換地計画に問題がないかどうかご確認のうえ、ご承認をお願いいたします。

なお、玉島地区協議会でご審議いただきましたが、換地計画については異議なく承認とのご意見でございました。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 事務局から説明がありました。議案第5号につきましては、承認することに皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということでございますので、議案第6号については、承認とします。事務局、3名の委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退室されていた3名の委員に報告いたします。

議案第5号は、承認されましたことを報告いたします。

続きまして、22頁をご覧ください。

議案第6号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について」です。事務局から説明をお願いします。

事務局 【議案第6号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について」の説明】

富山です。議案第6号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について」説明させていただきます。

22頁に2件の案件があります。

12月議案に上程させていただいておりました39件について、南地区協議会で全

件非農地と判断することで承認をいただいておりますところ、その後、非農地と判断することに疑義が生じたため、月例総会におきまして、一旦保留とし、再度審議することになったものでございます。

これにつきまして、担当農業委員及び推進委員に再度ご確認いただいたところ「農地法第2条第1項の農地に該当する。」とのご判断をいただき、南地区協議会において、ご了承いただいたところです。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 事務局から説明がありましたが、議案第6号につきましては、2件は承認することに 皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということでございますので、議案第6号についての、2件は承認とします。

審議案件は以上です。ここからは、報告案件です。

報告第1号から、報告第5号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。

事務局 【報告第1号から第5号について報告・説明】

日下部です。報告いたします。

23頁をお開きください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、23頁から30頁にかけて22件の届出がありました。

本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に31頁をお開きください。

報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、31頁から32頁にかけて13件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に33頁をお開きください。

報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、33頁から41頁にかけて47件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に42頁をお開きください。

報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが42頁から43頁にかけて7件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

次に44頁をお開きください。

報告第5号「農地法第4条の規定による届出の取り止めについて」でございますが44頁に3件の取り止め届が農業委員会に提出されました。

報告案件については以上です。

ご確認のうえ、ご了承をお願いします。

議長 事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。

各委員	【質問なしの声】
議 長	<p>ご質問がないようですので、報告第1号から報告第5号については、すべて確認、了承いただきました。</p> <p>以上で、すべての議案審議、報告が終わりました。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
吉井副参事	<p>【事務局から連絡事項を伝える】</p> <p>事務局から連絡事項をお伝えします。</p> <p>(次回総会の日程案内など連絡)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回総会は2月9日(水)です。</p> <p>ご出席のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、これにて散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時21分)</p>

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和4年1月12日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員